

汚染土壌の区域外搬出届出書

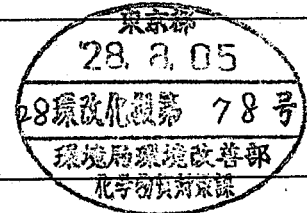
平成28年 8月 5日

東京都知事 殿

届出者 東京都江東区亀戸四丁目40番6号
株式会社 入沢工務店
代表取締役 入澤 あい子

土壤汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	東京都江東区大島五丁目82番95の一部(地番表示)
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	ふっ素（土壌溶出量基準不適合） ※添付書類1参照
汚染土壌の体積	122.9m ³ ※添付書類2参照
汚染土壌の運搬の方法	陸運（自動車） ※添付書類3参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	※添付書類4参照
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	神座興産株式会社 最終処分場
汚染土壌を処理する施設の所在地	静岡県島田市身成1025番1外15筆
汚染土壌の搬出の着手予定日	平成28年 8月 19日
汚染土壌の搬出完了予定日	平成28年 11月 30日
汚染土壌の運搬完了予定日	平成28年 11月 30日
汚染土壌の処理完了予定日	平成28年 11月 30日
運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先	※添付書類4参照
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	—
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	—



備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

<連絡先>

株式会社 入沢工務店 本社 工務部 担当 [REDACTED] TEL: 03-3638-1456

1. 運搬フロー図

